

犯罪被害者等基本計画案（１）（事務局案）に対する修文意見（法務省）

〔第１ 損害回復・経済的支援等への取組〕

【１．損害賠償・経済的支援等（基本法第１２条関係）の〔現状認識〕について】

多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、かけがえのない生命を奪われ、健康な体を損なわれ、~~かけがえのない~~財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。

（理由）

「かけがえのない」は、財産はもちろん、「生命」にもかかるのが適当であると思われるため。

また、訴訟になると、高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していること、加害者に住所等を知られることのおそれがあることなど、犯罪被害者等は、損害賠償を請求する上で多くの困難に直面する。

（理由）

当該部分は「～こと」で羅列されているところ、修正部分だけが「～こと」ではないので、平仄を合わせることが適当であると思われるため。